

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月26日

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 1. 執行機関の別                | 1: 都道府県知事・市区町村長等  |
|                          | <input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等  |
| 2. 都道府県名                 | 宮城県   |
| 3. 市区町村名                 | 加美町   |
| 4. 届出番号                  | 1   |
| 5. 独自利用事務の事例番号           | 74-1  |
| 6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス | <a href="http://www.town.kami.miyagi.jp/index.cfm/7,1585,52,190,html">http://www.town.kami.miyagi.jp/index.cfm/7,1585,52,190,html</a> |

執行機関名 加美町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

|                                | (1) 法定事務   | (2) 独自利用事務  |
|--------------------------------|--|---|
| ①事務の名称                         | 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの  | 加美町子ども医療費の助成に関する条例による加美町子ども医療費の助成に関する条例施行規則で定めるもの                                 |
| ②番号法別表第1の項                     | 56   |   |
| ③番号法別表第2の項                     | 74   |   |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 |  | 加美町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第2 第1 加美町子ども医療費の助成に関する条例による子ども医療費の事務であつて規則で定めるもの    |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所           | 児童扶養手当法第2条   | 加美町子ども医療費の助成に関する条例 第1条  |
| ⑥事務の趣旨又は目的                     | 第二条 児童扶養手当は、 <u>児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として支給されるものであつて、その支給を受けた者は、これをその趣旨に従つて用いなければならない。</u> | <u>この条例は、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、子どもの適正な医療機会の確保及び子育て家庭における経済的負担の軽減を図ることを目的とする。</u> |
| ⑦独自利用事務の関連規範                   |  | 加美町子ども医療費の助成に関する条例<br>加美町子ども医療費の助成に関する条例施行規則                                      |